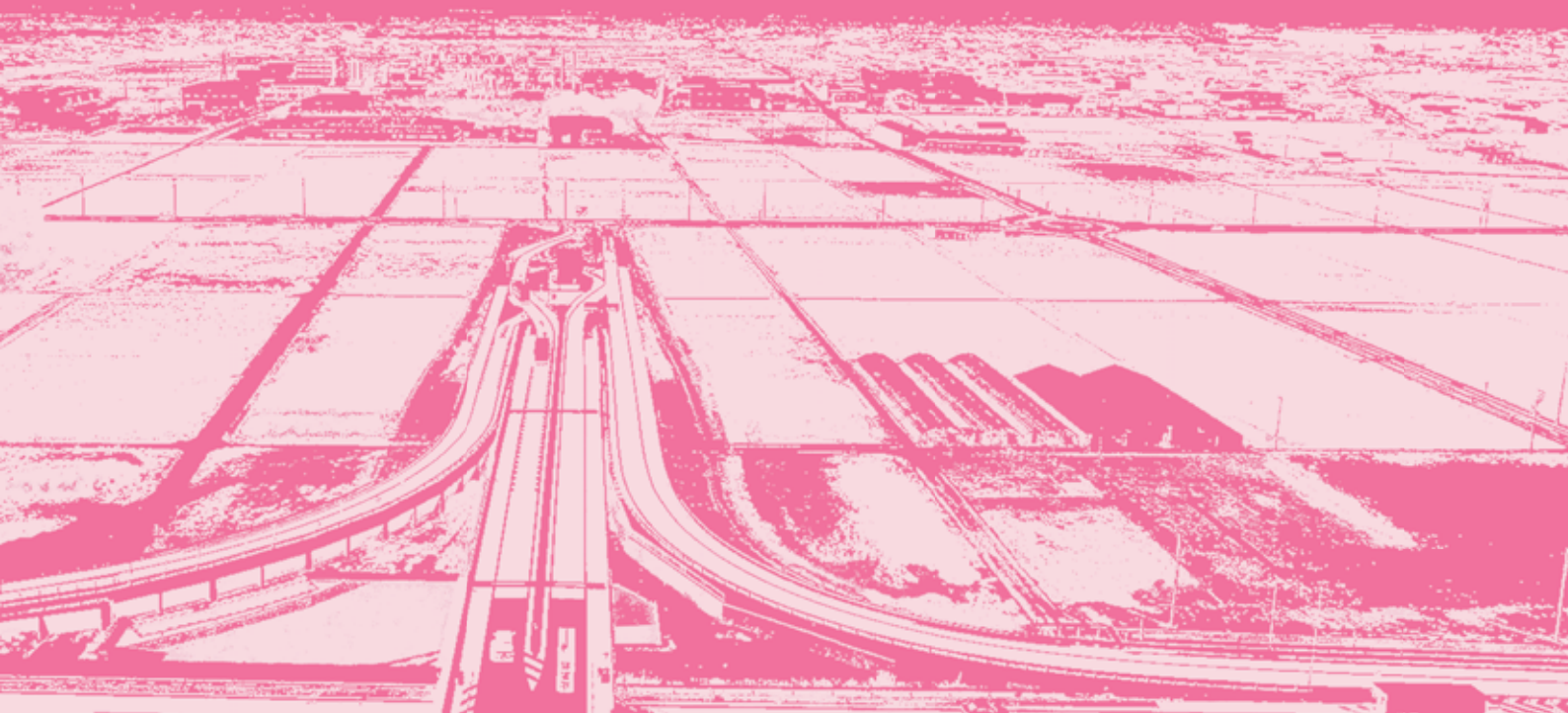


II

基本構想



第1章 安八町の将来像

1. 基本理念

町民が「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちであるためには、人々がいきいきと安心・安全に暮らせるよう、時代環境の急速な変化に適応しつつ、個性あるまちづくりを進めることが重要です。

本町は、これまでも、自然災害など幾多の困難を先人から受け継がれている英知と創意工夫によって乗り越えてきました。

近年直面している、人口減少、少子高齢化、企業の撤退、施設の老朽化などの困難に対しても、これまで培ってきた知恵と経験をもとに、恵まれた立地特性や自然環境、歴史・文化などの地域資源を最大限に活かしながらまちづくりを進めていくことが必要です。

まちづくりの主体はこの地域に住むすべての人びとです。性別や年齢、国籍などを問わず誰もが意欲を持って、自らの力を発揮できる、人にやさしいまちをつくることが大切です。

このため、町民と行政が協働し、町民の多様なアイデアを活かすことができる仕組みを構築するとともに、一人ひとりのさまざまな可能性を広げ、人とのつながりが実感できる社会を目指します。

本町では、知恵と経験から培われた【強靱性】、新たな時代に即応する【柔軟性】、そしてこの強靱かつ柔軟性のあるまちを実現するための【8つの力】（団結力、持続力、創造力、推進力、魅力、応用力、知力、底力）をまちづくりのキーワードとし、本計画期間の8年間を、まちづくりの新たな第一歩と位置づけ、本町の基本理念を次のように設定します。

- 幾多の困難を乗り越えてきた、知恵と経験による強靱なまちづくり
- 時代の変化に即応する柔軟性のあるまちづくり
- 団結力、持続力、創造力、推進力、魅力、応用力、知力、底力の8つの力を醸成し町民・企業・行政が一体となりオール安八で挑むまちづくり

2. 将来像

将来像とは、基本理念を踏まえ、まちづくりの方向性や将来の姿を簡明・効果的に表現したものであり、将来におけるまちづくりの意志を明らかにし、町民と共にまちづくりを進める上で、共通の目標となるものです。

安八町の現状から、今後のまちづくりの方向性を導くと、次のようになります。

- ① 世代をつないで人を育むまち
- ② 自然豊かなふるさとで、安心・安全に暮らすことができるまち
- ③ 地元産業の発展と働く場の創出により、町民がいきいきと働けるまち
- ④ 医療・福祉の充実により、誰もが快適に暮らすことができるまち
- ⑤ 未来を見据えた、みんなで創るひとに優しく、環境に優しいまち

これらの方向性をもとに、本計画におけるまちの将来像を次の通り定めます。

まちの将来像

笑顔と活力が循環し 光輝くまち



3. 将来人口の見通し(人口ビジョン)

(1) 総人口の将来推計

本町の将来人口を展望するための基礎作業として、国立社会保障・人口問題研究所[※](以下「社人研」という。)の推計準拠(Aパターン)を基準とし、令和2年(2020)の実績、自然減対策及び社会減対策を講じた場合の将来の人口を推計します。

Aパターン 2015年の国勢調査を基点に人口対策を講じない場合

■ 2015年基点の社人研推計

このまま対策を講じずに、自然減や社会減の傾向が続く場合

■ 2030年には12,760人、2060年には8,319人となります。

B-1パターン 2020年の人口実績を基点に人口対策を講じない場合

■ 2015年基点の社人研推計の結果に、2020年実績(人口のみ)を反映

合計特殊出生率・生存率・純移動率を2020年の実績を反映して変更した場合

①合計特殊出生率：1.41(2015年～2019年の合計特殊出生率の平均1.41)を横ばい

②生存率：2020年の国勢調査を起点に、生残率を5年間スライド

③純移動率：初年度は実績を使用、3時点分(2035年)まで引用し、それ以降は2015年基点時の純移動の推計を使用

■ 2030年には13,181人、2060年には8,341人となります。

B-2パターン

B-1パターンの合計特殊出生率のみ変更(2020年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみを1.80に変更)

■ 合計特殊出生率：1.80(岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030年目標 1.80)を横ばい

■ 2030年には13,373人、2060年には9,165人となります。

B-3 パターン

B-1 パターンの合計特殊出生率のみ変更（2020年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみ 2.07 に変更）

- 合計特殊出生率：1.80 → 2.07（岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030年目標 1.80 → 2040年 2.07）まで上昇
- 2030年には13,373人、2060年には9,526人となります。

B-4 パターン

B-2 パターンに施策を反映（2020年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみを 1.80 に変更、さらに企業誘致+宅地開発を講じた場合）

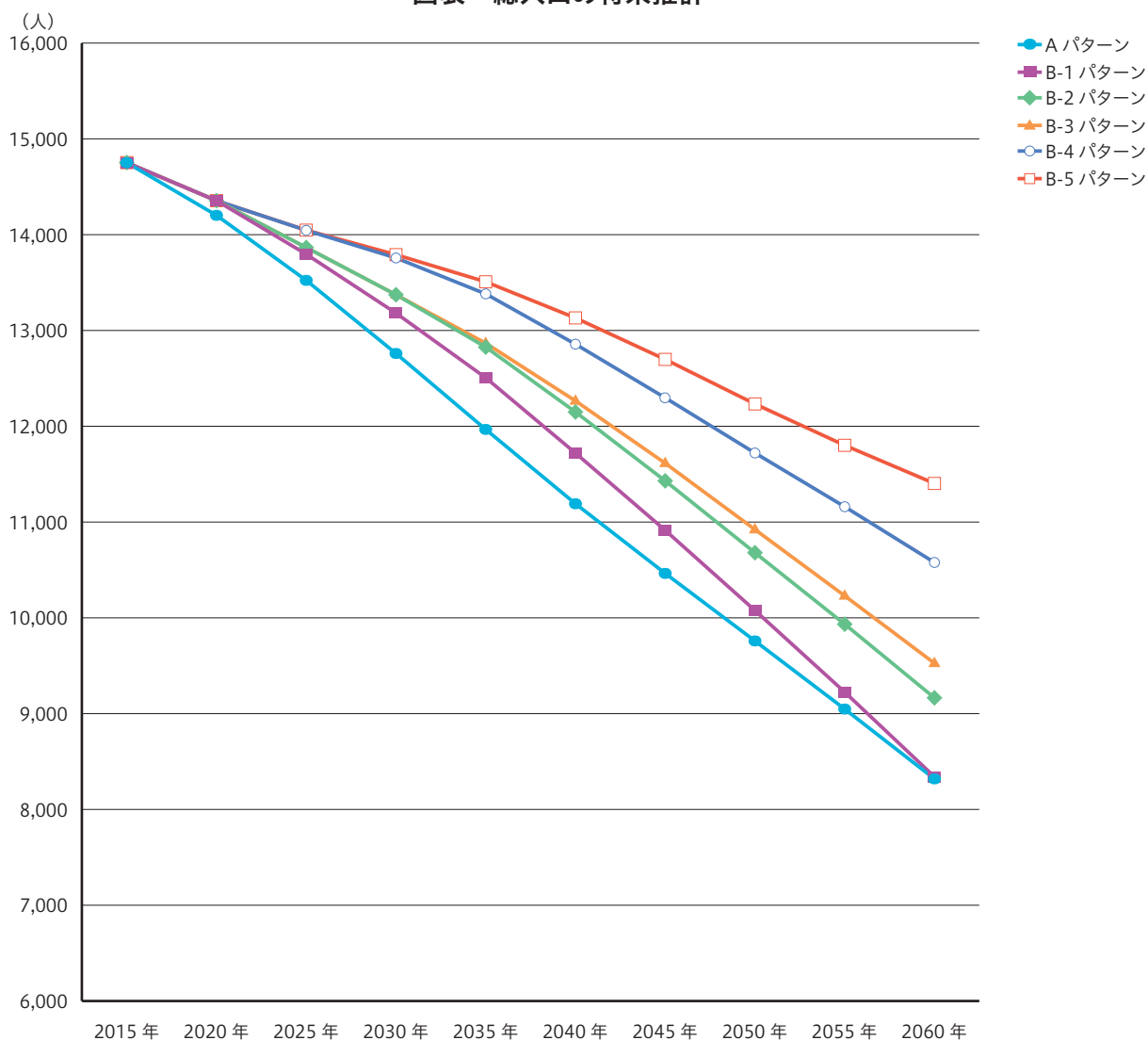
- 合計特殊出生率：1.80（岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030年目標 1.80）を横ばい
- 企業誘致・宅地開発により、社会動態に追加
- 2030年には13,757人、2060年には10,578人となります。

B-5 パターン

B-2 パターンに施策を反映（2020年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみを 1.80 に変更、さらに社会減少への対策を講じ、社会動態を均衡【転入・転出が同数となり、移動がゼロ】とした場合）

- 合計特殊出生率：1.80（岐阜県少子化基本対策計画 2030年目標 1.80）を横ばい
- 社会減少への対策を講じ、社会動態を均衡（プラスマイナスゼロ）
- 2030年には13,791人、2060年には11,403人となります。

図表 総人口の将来推計



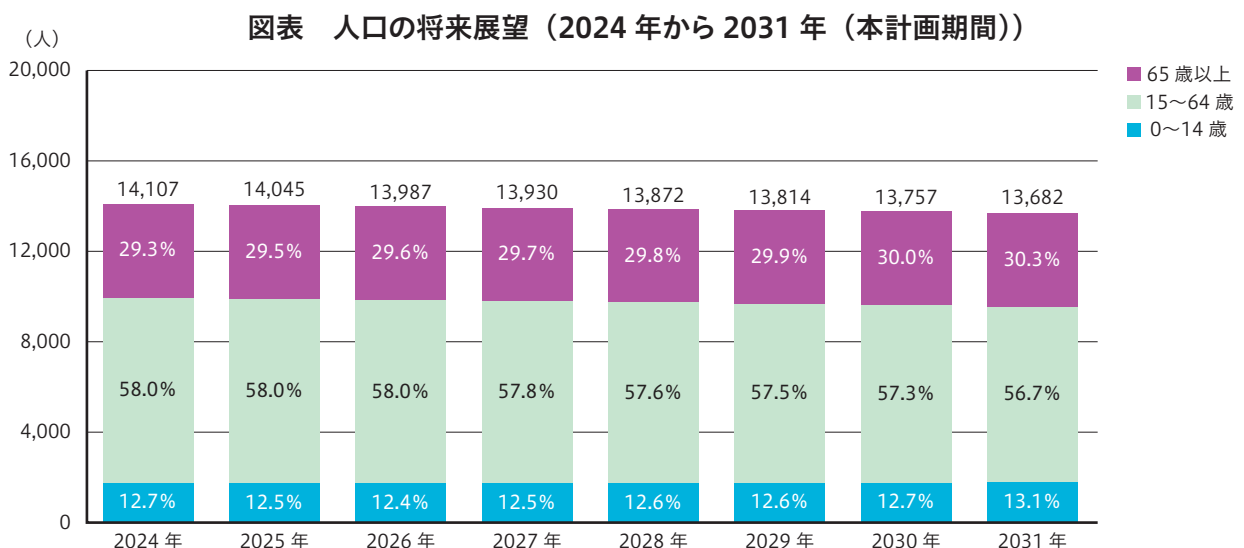
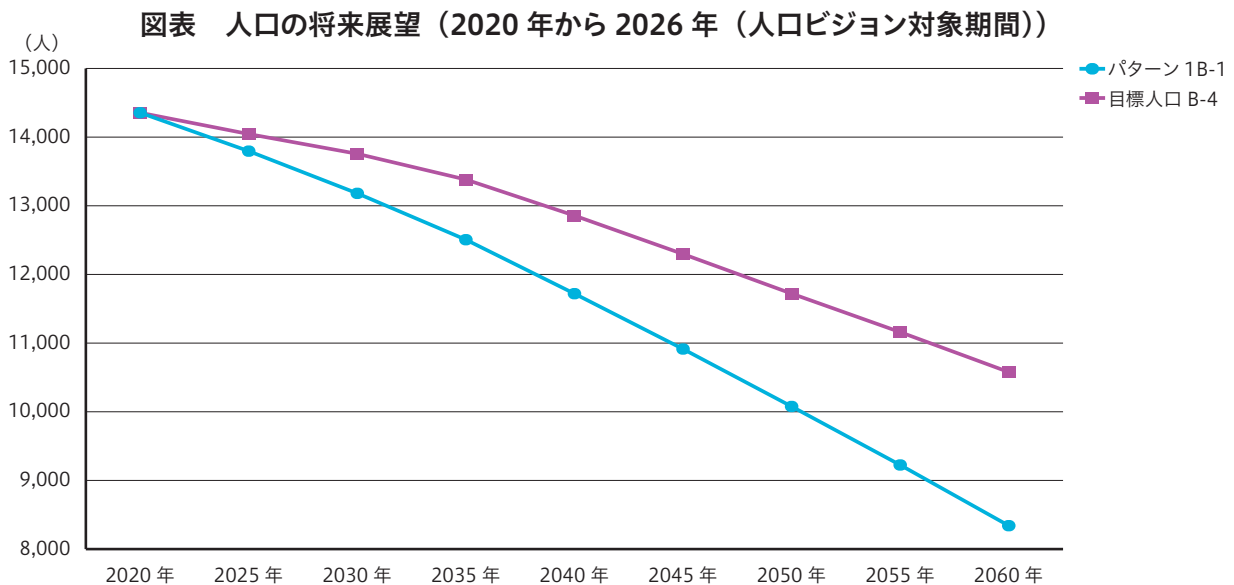
| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| A パターン | 14,752 | 14,202 | 13,523 | 12,760 | 11,967 | 11,191 | 10,464 | 9,759 | 9,048 | 8,319 |
| B-1 パターン | 14,752 | 14,355 | 13,796 | 13,181 | 12,506 | 11,720 | 10,914 | 10,077 | 9,225 | 8,341 |
| B-2 パターン | 14,752 | 14,355 | 13,866 | 13,373 | 12,826 | 12,149 | 11,430 | 10,680 | 9,934 | 9,165 |
| B-3 パターン | 14,752 | 14,355 | 13,866 | 13,373 | 12,867 | 12,265 | 11,614 | 10,922 | 10,230 | 9,526 |
| B-4 パターン | 14,752 | 14,355 | 14,045 | 13,757 | 13,382 | 12,857 | 12,297 | 11,721 | 11,160 | 10,578 |
| B-5 パターン | 14,752 | 14,355 | 14,047 | 13,791 | 13,508 | 13,131 | 12,698 | 12,333 | 11,801 | 11,403 |

(2) 人口の将来展望

本町の課題である人口減少や少子高齢化の傾向が将来も続くと仮定した人口推計の結果では、令和 2 (2020) 年の 14,355 人から人口ビジョンの対象期間である令和 42 (2060) 年には、8,341 人と、約 6,000 人減少することが見込まれます。

こうした状況を回避し、将来的に人口減少の幅をゆるやかにするため、本町では、若い世代が安心して子育てができる環境を構築し、合計特殊出生率の向上を目指すとともに、企業誘致・宅地開発などによる社会減少への対策を講じるなど、長期的な展望に基づいた人口減少の抑制に取り組みます。

将来にわたり活力のある地域社会を維持していくため、本計画の最終年度である令和 13 (2031) 年には 13,500 人、人口ビジョンの対象期間である令和 42 (2060) 年の目指すべき人口は 10,000 人と設定します。



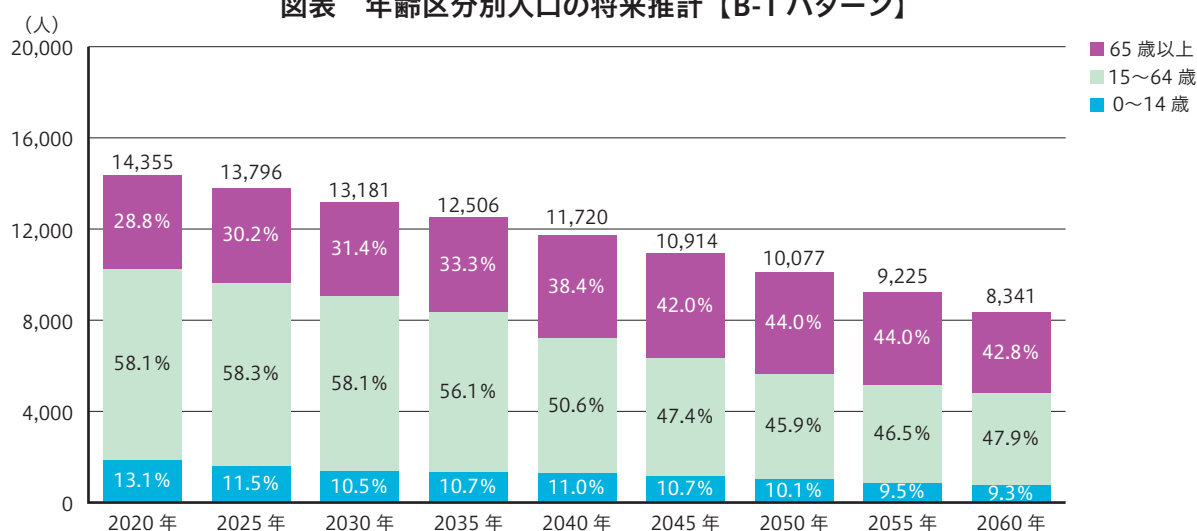
※端数処理により構成比率が 100% を超える場合があります。

(3) 年齢区分別人口の将来推計

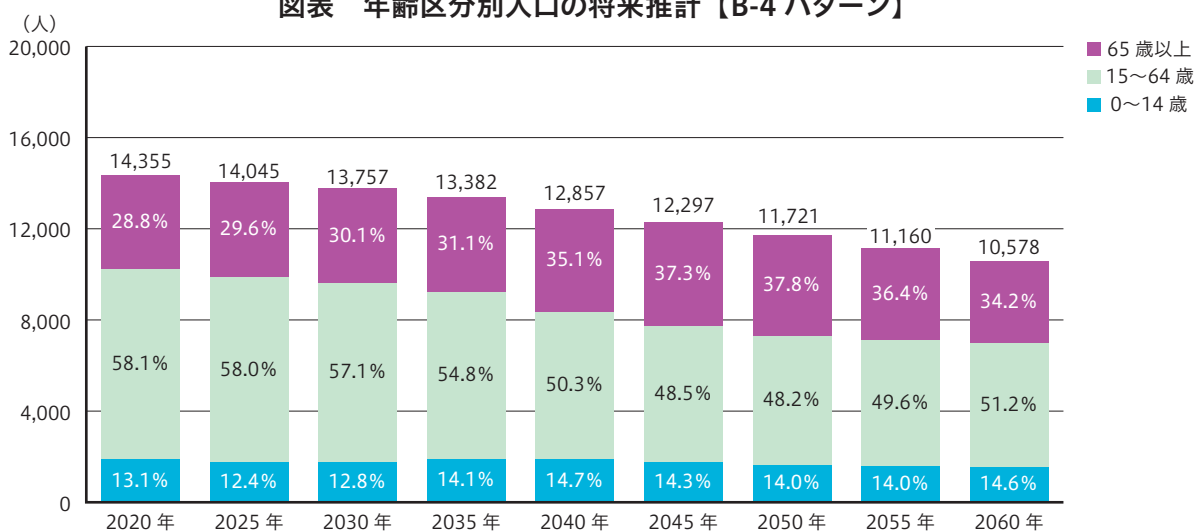
令和2(2020)年の人口実績を基点に人口対策を講じない場合である【B-1パターン】と、令和2(2020)年の人口実績を基点に合計特殊出生率を岐阜県に準拠(1.41 → 1.80)し、積極的な対策(企業誘致と宅地開発)を講じた場合である【B-4パターン】を比較したところ、令和42(2060)年基準では、対策を講じなかった【B-1パターン】と積極的な対策を講じた場合である【B-4パターン】では、総人口は8,341人から10,578人となり、2,237人増加となります。

年少人口の比率は9.3%から14.6%、生産年齢人口の比率は47.9%から51.2%へと増加となります。一方、老年人口の比率は42.8%から34.2%と減少となります。

図表 年齢区分別人口の将来推計【B-1パターン】



図表 年齢区分別人口の将来推計【B-4パターン】



※端数処理により構成比率が100%を超える場合があります。

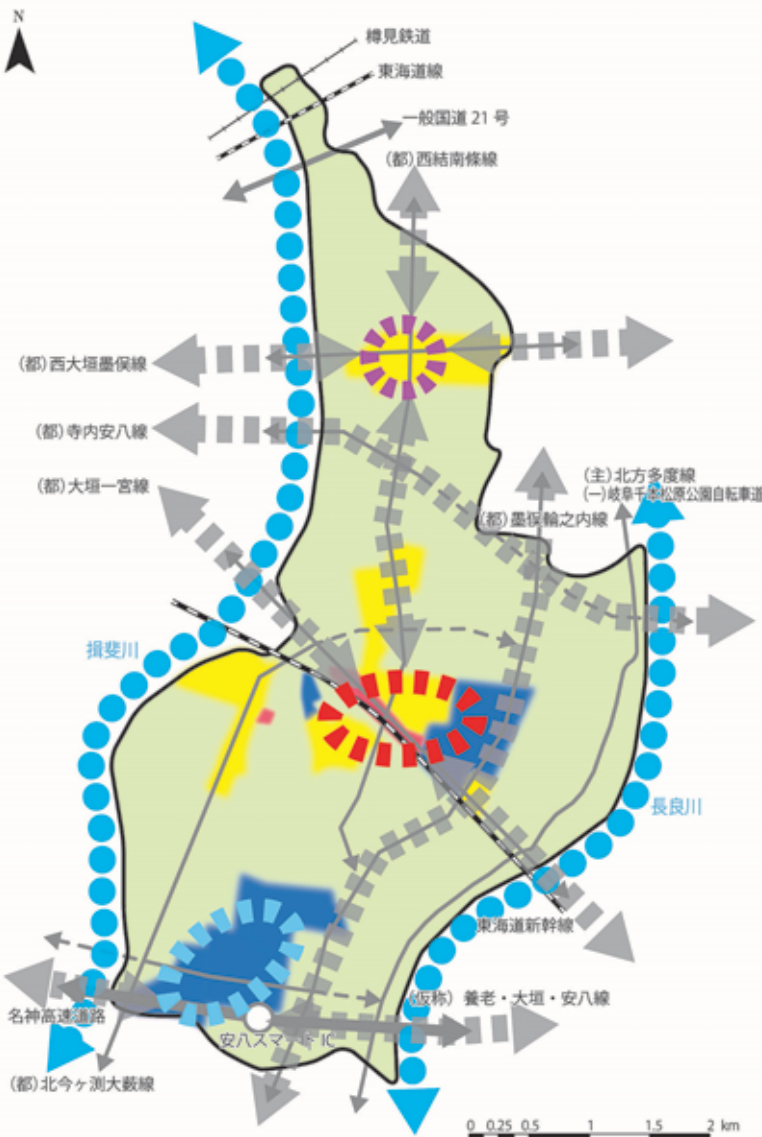
4. 土地利用構想

土地の利用に当たっては、豊かな自然環境と優良な農地の保全と安全性の確保に努めながら、地域の社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮するとともに、快適な居住環境を確保し、生活利便性の向上を図ります。

安ハスマート IC の開通による新たな土地需要に対しては、市街化区域内の低・未利用地を活用しつつ、土地利用の規制・誘導や開発行為の適正な指導を行い、周辺環境と調和を図り、総合的かつ長期的な土地利用を図ります。

土地利用については、将来像の実現に向けて計画的な土地利用を図るため、将来の土地利用の区分として、『市街地ゾーン（住居ゾーン・商業ゾーン・工業ゾーン）』、『農地・集落ゾーン』、『水辺ゾーン』を設定します。

将来都市構造図



| 凡 例 | |
|-----|-----------------|
| | 都 市 拠 点 |
| | 地 域 拠 点 |
| | 産 業 拠 点 |
| | 住 居 ゾ ー ン |
| | 商 業 ゾ ー ン |
| | 工 業 ゾ ー ン |
| | 農 地 ・ 集 落 ゾ ー ン |
| | 主 要 道 路 |
| | 道 路 軸 |
| | 河 川 軸 |

(1) 市街地ゾーン

住居ゾーン

- ・東結・北今ヶ淵・南今ヶ淵・城・牧地区周辺の市街地を住居ゾーンと位置づけ、利便性の高い生活空間の形成を図ります。
- ・本町の住宅地は比較的に低密度であり、今後も快適でゆとりある居住環境の保全と整備を進めます。
- ・低・未利用地(市街化区域内)を有効に活用するとともに、新たな工業立地などに伴う住宅需要に的確に対応した、良好な市街地の形成を進めます。

商業ゾーン

- ・(都)大垣一宮線沿道を商業ゾーンと位置づけます。
- ・大明神地区の(都)大垣一宮線沿道では、町民の日常生活における利便性向上のための商業施設などの立地を誘導します。

工業ゾーン

- ・安八スマート IC 周辺や大森地区の(都)墨俣輪之内線沿道を工業ゾーンに位置づけます。
- ・安八スマート IC 周辺に集積している既存工業地については、周辺環境と調和を図りながら、より一層の工業集積を図ります。
- ・安八スマート IC の広域的な交通利便性を活かし、多様な企業誘致によりさらなる産業振興を図ります。
- ・既存工業地の近接地である南條・大野・外善光地区についても将来的に工業系の市街化編入を検討します。

(2) 農地・集落ゾーン

- ・「市街地ゾーン」を除く、農地・集落が広がる地域を位置づけます。
- ・本町の土地利用の約40%を占めている農地は、一団のまとまった優良農地を保全しつつ、営農環境の維持・向上のため圃場の大規模化などの農業生産基盤整備により、農業の振興を図ります。また、農地の保水・遊水機能を活かし、洪水などの災害防止の観点で踏まえ保全していきます。
- ・既存の集落地は、周辺の自然環境と調和を図りながら、生活道路などの整備を推進し、魅力的な居住環境を図ります。

(3) 水辺ゾーン

- ・長良川や揖斐川周辺の水辺環境は、町民にやすらぎを与える貴重な自然資源として、保全します。また、町民の安全確保のため、治水対策を進めます。

第2章 まちづくりの大綱

将来像

重要プロジェクト

1. 【ひと】 人の流れ・人を育てる ～町民の郷土愛と協働力を高める～
2. 【しごと】 しごとを育てる ～地域産業力向上と新規企業誘致の両立～
3. 【まち】 地域を育てる ～すべての町民がいきいきと暮らす～

笑顔と活力が循環し光輝くまち

| 基本目標 | 施策の大綱 | |
|--|-----------------|--|
| 基本目標 1 健やかな成長と 学びを支える 【ひと】 | 子育て・教育 | 1. 子育て支援の充実 2. 心豊かな人材育成 3. 学校教育の充実 4. 生涯学習の推進 5. 文化財の活用・保護 |
| | 健康・福祉 | 6. 健康づくりの推進 7. 体育・スポーツの振興 8. 地域福祉・社会福祉の充実 9. 高齢者福祉の充実 10. 障がい者福祉の充実 |
| 基本目標 2 魅力を高め 経済成長を促す 【しごと】 | 新産業・雇用 ／産業振興 | 1. 企業誘致・事業者支援の推進 2. 農業の振興 3. 商業の振興と消費者生活の充実 4. 観光の振興 |
| 基本目標 3 安心・安全な まちをつくる 【まち】 | 社会基盤 | 1. 計画的な土地利用の推進 2. 道路交通網の整備 3. 公共交通機関の整備 4. 上下水道の整備 5. 美しい景観の形成 6. 住宅施策の推進 |
| | 環境・安心・安全 | 7. 循環型社会の構築による環境対策の充実 8. 防災・消防体制の強化 9. 防犯体制の強化と交通安全対策の充実 |
| | 4 運営政策 | 1. 町民協働 2. 多様性の尊重による共生社会の構築 3. 行財政運営方針 4. 広域行政 |